

川崎市告示第582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第71条第3項及び川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館 川崎市川崎区大島1丁目8番6号
指定管理者	（所在地）川崎市高津区久地3丁目13番1号 （名 称）社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 （代表者名）理事長 佐川 道夫
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで